

公益社団法人品川区シルバー人材センター補助金交付要綱

制定	昭和53年3月	7日	区長決定
改正	昭和62年2月	2日	要綱第8号
改正	平成元年3月	8日	要綱第6号
改正	平成7年4月		要綱第24号
改正	平成9年3月		要綱第37号
改正	平成10年3月		要綱第16号
改正	平成11年4月	1日	要綱第60号
改正	平成12年3月	29日	要綱第28号
改正	平成13年3月	29日	要綱第69号
改正	平成15年3月	20日	要綱第14号
改正	平成16年3月	29日	要綱第27号
改正	平成17年3月	29日	要綱第29号
改正	平成18年3月	27日	要綱第35号
改正	平成19年2月	23日	要綱第17号
改正	平成20年2月	12日	要綱第15号
改正	平成21年2月	9日	要綱第10号
改正	平成22年3月	1日	要綱第22号
改正	平成23年3月	24日	要綱第55号
改正	平成24年3月	22日	要綱第47号
改正	平成25年3月	22日	要綱第48号
改正	平成26年3月	26日	要綱第40号
改正	平成31年2月	22日	要綱第24号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、品川区補助金等交付規則に定めるもののほか、公益社団法人品川区シルバー人材センター（以下「センター」という。）に交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(センターの事業)

第2条 センターは、働く意欲を持つ元気な高齢者が地域社会に貢献しながら、いきいきと生活できるよう就業の機会を確保し、もって高齢者の福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに資することを目的として東京都シルバー人材センター事業実施要綱（昭和53年東京都労失計要綱第486号）第1に規定するシルバー人材センター事業を実施する。

(補助金の内容)

第2条の2 補助金は、センターの円滑な事業運営のために支出する公益目的事業費および法人運営に係る経費のうち区長が必要と認めるものについて交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表1の補助基準、別表2のランク別補助金額および別表3の補助対象経費細目により予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 センターは、補助金の交付を受けようとするときは、次の書類により、区長に申請しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 添付書類
 - (イ) 補助金所要額調書（第1号の2様式）
 - (ロ) 歳入歳出予算書
 - (ハ) 年間事業計画書
- (二) 定款

2 センターは、前項第1号の補助金交付申請書を提出するに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 区長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定書（第2号様式）によりセンターに通知する。

（請求書の提出）

第6条 センターは、前条の補助金交付決定書を受けたときは、別に定める期限までに補助金請求書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

（実施状況報告）

第7条 区長は、事業の実施状況について必要があると認めるときは、センターに対して随時報告を求め、調査することができる。

（実績報告）

第8条 センターは、補助金交付決定に係る会計年度が終了したときは、2ヶ月以内に当該補助金交付決定に係る事業の実績についての報告書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第9条 区長は、第7条の実施実況報告および前条の実績報告を審査の結果、交付の決定内容またはこれに付した条件に適合しないと認められるときは、これに適合させるための措置をとることができる。

（補助金の返還）

第10条 区長は、第8条の報告に基づき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定め当該部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

（延滞金）

第11条 センターは、補助金の返還を命ぜられた場合にこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95%で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（事情変更による届出）

第12条 センターは、補助金の交付決定を受けた後に事情の変更を生じたときは、速やかにその旨を届け出て、区長の指示を受けるものとする。

(関係書類の保管)

第13条 センターは、この補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を当該年度終了後5年間保管しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和53年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）補助基準

1. 補助対象経費・補助基準額

区 分	補助対象経費	補助対象額	限度額
公益目的事業 費補助	公益目的事業会計に属する経費のうち、別表3「補助対象経費細目」に定める経費（ただし、区が補助金を交付する際に、特定の事業に充てることを指定した場合は、当該事業の事業費に充てなければならない。）	補助対象経費の全額	合計して、別表2 ランク別補助金額の(1)に掲げる額を限度額とする。
法人会計費補助	法人会計に属する経費のうち、別表3「補助対象経費細目」に定める経費	補助対象経費の全額	

別表2（第3条関係）ランク別補助金額

(1) ランク別補助金限度額（単位 千円）

Aランク	58,015
Bランク	35,091
Cランク	23,981

※本部・支部のランク別補助金限度額を合算して算定する

(2) ランク格付け表

就業延 人数	130,001	110,001	90,001	70,001
会員数	人日以上	人日以上	人日以上	人日以上
1,601 人以上	A	A	A	B
1,600人 ～ 1,301人	A	A	B	C
1,300人 ～ 1,001人	B	B	C	C
1,000人 ～ 700人	B	C	C	C

別表3（第3条関係）補助対象経費細目

区 分	内 容
公益目的事業費補助	<p>センターが第2条に規定する事業を実施する際に必要な経費のうち、次に掲げるものを除いた経費</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議費等飲食に係る一切の経費 (2) 収益を伴う役務提供および物販における仕入経費 (3) 支払配分金支出および支払材料費支出 (4) 減価償却費 (5) 貸倒引当金繰入額 (6) シルバー人材センター団体障害保険および総合賠償責任保険等 (7) 社会奉仕活動に係る経費
法人会計費補助	<p>次に掲げるものを除いた経費のうち、区長が必要と認めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議費等飲食に係る一切の経費 (2) 収益を伴う役務提供および物販における仕入経費 (3) 支払配分金支出および支払材料費支出 (4) 減価償却費 (5) 貸倒引当金繰入額 (6) シルバー人材センター団体障害保険および総合賠償責任保険等 (7) 社会奉仕活動に係る経費

第1号様式

第 号

年 月 日

品川区長様

申請者住所 品川区北品川3丁目11番16号

団体名 公益社団法人

品川区シルバー人材センター

代表 会長

年度公益社団法人品川区シルバー人材センター
補助金交付申請書

公益社団法人品川区シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき
下記金額を交付されたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

補助金交付申請額 金 円

(添付書類)

- 1 補助金所要額調書
- 2 歳入歳出予算書
- 3 年間事業計画書
- 4 定 款

第1号の2様式

年度公益社団法人品川区シルバー人材センター 補助金所要額調書

	充当予定事業・科目	事業費 (公益目的事業会計)	管理費 (法人会計)	合計
本 部				(1)
荏原支部				(2)

第1回交付額 【(1) + (2)】 × 1 / 2	第2回交付額 【(1) + (2)】 × 1 / 2	年度交付額合計

第2号様式

第 号
年 月 日

公益社団法人品川区シルバー人材センター
会 長 様

品 川 区 長

年度公益社団法人品川区シルバー人材センター補助金交付決定書

年 月 日付 発第 号により申請のあった 年度公益社団法人品川区シルバー人材センター補助金について、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 _____ 円

内訳

	充当予定事業・科目	事業費 (公益目的事業会計)	管理費 (法人会計)	合 計
本 部				
荏 原 支 部				

2 交付月および交付金額

第1回 年 月 円

第2回 年 月 円

3 交付条件

公益社団法人品川区シルバー人材センター補助金交付要綱のとおり

第3号様式

第 号

年 月 日

品川区長様

申請者住所 品川区北品川3丁目11番16号

団体名 公益社団法人

品川区シルバー人材センター

代 表 会 長

年度公益社団法人品川区シルバー人材センター
補助金請求書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の
あった 年度公益社団法人品川区シルバー人材センター補助金
について、下記の金額を請求いたします。

記

1、 金 円

ただし 回目分として

第4号様式

第 号
年 月 日

品川区長様

申請者住所 品川区北品川3-11-16
団体名 公益社団法人品川区シルバー人材センター
代表会長

年度公益社団法人品川区シルバー人材センター
補助金事業実績報告について

年 月 日付、第 号をもって交付決定のあった 年度公益社
団法人品川区シルバー人材センター補助金について、次の関係書類を添えて実績報
告いたします。

記

1. 年度 事業実績報告書
2. 年度 歳入歳出決算書